第三項第一号	特定振替機関等	特定振替機関等（法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この条において同じ。）
	第五条の二第七項第二号	第四十一条の十三の三第七項第二号
第三項第三号	第五条の二第七項第三号	第四十一条の十三の三第七項第三号
	特定振替割引債に係る確認	振替国債等に係る確認
	適格外国仲介業者の特定国外営業所等	法第四十一条の十三の三第七項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）
第十一項	第二項第一号	第十九条の七第一項第一号
第十五項	第二項	第十九条の七第一項
第十六項第二号	同条第一項又は第五項後段	法第四十一条の十三の三第一項
	振替国債にあつては社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第九十一条第三項第二号に規定する銘柄をいい、振替地方債にあつては同法第百十三条において準用する同法第六十八条第三項第二号	第十九条の七第五項第二号
第二十三項第三号	利子	償還金（法第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る同条第七項第九号に規定する差益金額
	法第五条の二第一項又は第五項後段	同条第一項
第二十三項第四号及び第五号	利子	償還金
第二十四項第一号	第五条の二第十五項	第四十一条の十三の三第十項又は第十一項
第二十四項第三号	規定する利子	規定する償還金
	第十九項第二号	第十九条の七第五項第二号及び第九項第二号
	償還金の額に対応するものとして支払われた利子	償還金

第二十八項	同条第一項の第二項、	法第四十一条の十三の三第一項の第十九条の七第一項、第九項及び第十項並びに
	ついては	ついては、同条第一項第三号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、同条第一項第四号中「同条第九項第十一号」とあるのは「第四十一条の十三の三第十項第十一号」と、「第五条の二第十七項」とあるのは「第四十一条の十三の三第十項」と、「適格外国仲介業者」とあるのは「適格口座管理機関（同条第十一項に規定する適格口座管理機関をいう。次項及び次項において同じ。）」と、同項第二号中「特定受託者に係る特定口座管理機関」とあるのは「適格口座管理機関」と、「特定受託者」とあるのは「特定受託者」とするほか	
第二十八項の表第二項第二号の項	第二項第二号	第十九条の七第一項第二号
	第五条の二第一項	第四十一条の十三の三第一項
	第五条の二第十七項に規定する信託の受託者	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者
	第五条の二第七項第一号	第四十一条の十三の三第七項第一号
	同条第四項	法第五条の二第四項
	同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号	法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債の同項第六号
	以下この条	第九項第二号
第二十八項の表第二項第三号及び第三項第一号の項	第二項第三号及び第三項第一号	第三項第一号
	特定振替機関等	特定振替機関等（法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等
	特定受託者	特定受託者（法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者